

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 教育振興室 支援教育課</p>	<p>非常勤職員の出勤簿の整備及び年次休暇・特別休暇の 手続に不備があった。</p> <p>1 非常勤職員A (1) 出勤簿整備の不備 ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実 績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状 況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押 印しなければならないが、平成 30 年 4 月から平 成 31 年 3 月までの 12 か月分の出勤簿には記名・ 押印をしていなかった。 イ 平成 31 年 3 月分の出勤簿においては、当該月 の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていな かった。</p> <p>(2) 特別休暇手続の不備 ア 特別休暇を平成30年 9 月 4 日に取得している が、特別休暇願が提出されていなかった。</p> <p>2 非常勤職員B (1) 出勤簿整備の不備 ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実 績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状 況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押 印しなければならないが、平成 30 年 4 月から平 成 31 年 3 月までの 12 か月分の出勤簿には記名・ 押印をしていなかった。 イ 平成31年 3 月分の出勤簿においては、当該月の 出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなか った。</p> <p>3 非常勤職員C (1) 出勤簿整備の不備 ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実 績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状 況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押 印しなければならないが、平成 30 年 4 月から平 成 31 年 3 月までの 12 か月分の出勤簿には記名・ 押印をしていなかった。 イ 年次休暇を平成 31 年 8 月 15 日（終日）、同月 16 日（終日）、同月 17 日（10：00～12：00）に</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、 法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【一般職非常勤職員就業等規則】 (出勤管理等) 第11条 所属の長(以下「所属長」という。)は、一般職非常 勤職員の勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管 理及び指導に当たらなければならない。</p> <p>【出勤簿「記入上の留意事項（※1）」】 ○ 毎月の確認欄は、原則として非常勤職員が配置され ているグループのグループ長が押印してください</p> <p>総務事務システム（マニュアル・規定・データ集）におい て、出勤簿の様式、（※1）記入上の留意事項、年次休暇及 び特別休暇の取得等における、出勤簿上の表記方法が示さ れている。</p>	<p>検出事項について、直ちに是正するとともに改 めて出勤簿・特別休暇手続・年次休暇手続につい て、確認を行った。また、各グループ長に対し、 一般職非常勤職員就業等規則に基づく適正な事務 処理の周知徹底を図った。今後は、法令等に基づ き、適正な事務処理を行う。</p>

	<p>取得しているが、出勤簿の当該日において、年休の記載がされていなかった。</p> <p>ウ 平成30年12月28日は年次休暇（終日）を取得しているにもかかわらず出勤簿の当該日には勤務実績（10：00～16：30）が記録されていた。</p> <p>エ 平成31年1月4日に年次休暇（終日）を取得していたが、出勤簿の当該日に欠席と記載したまま、放置しており出勤簿上、年次休暇・特別休暇等の実態が不明となっていた。</p> <p>オ 平成31年3月22日に年次休暇（終日）を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていなかった。</p> <p>カ 平成30年10月から平成31年3月までの6か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。</p> <p>(2) 年次休暇手続の不備</p> <p>ア 年次休暇を平成30年9月20日（15：30～16：30）及び同年10月26日（終日）取得していたが、年次休暇届が提出されていなかった。</p> <p>(3) 特別休暇手続の不備</p> <p>ア 特別休暇を平成30年9月4日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。</p> <p>4 非常勤職員D</p> <p>(1) 出勤簿整備の不備</p> <p>ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年4月から平成31年3月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。</p> <p>イ 平成31年3月22日に年次休暇（9：30～10：30）を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていなかった。</p> <p>ウ 平成31年1月から同年3月までの3か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。</p> <p>(2) 特別休暇手続の不備</p> <p>ア 特別休暇を平成30年9月4日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。</p>		
--	---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）